

千種まちづくり推進委員会規約

第1章 総則

(名称等)

第1条 この会は、千種まちづくり推進委員会（以下「本会」という。）と称し、本会の事務局を宍粟市千種地域内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の参画と協働に基づく実践活動により、地域住民相互の交流とふれあいを促進し、地域の活性化と明るく元気な地域づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 世代間の交流に関する事。
- (2) 各種団体間の連携に関する事。
- (3) 地域の担い手育成に関する事。
- (4) 地域活性化に関する事。
- (5) 行政との協働に関する事。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 組織

(構成)

第4条 本会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 別表に定める団体から選出された者。
- (2) その他第2条に規定する目的に賛同し、本会への入会を書面により申し出た宍粟市千種地域内の住民又は宍粟市千種地域内の団体等から選出された者。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 1人 |
| (3) 副会長（兼事務局長） | 1人 |
| (4) 事務局次長 | 1人 |
| (5) 会計 | 1人 |
| (6) 理事 | 若干名 |
| (7) 監事 | 2人 |

2 役員は、前条に規定する者の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長及び事務局次長は、会議資料の作成等を行う。

- 4 会計は、本会の会計を行う。
- 5 理事は、他の役員とともに総会の議決した事項の執行について審議決定する。
- 6 監事は、本会の会計及び会務運営を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(監査役)

第8条 本会に監査役を1人置く。

- 2 監査役は、監事とともに本会の会計及び会務運営を監査する。

- 3 監査役は、宍粟市のコミュニティ担当職員をもって充てる。

- 4 監査役は、役員会及び総会に出席することができる。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第9条 本会に、オブザーバー及びアドバイザーを若干名置くことができる。

- 2 オブザーバー及びアドバイザーは、第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業について、専門的見地からの必要な助言を行う。

- 3 オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じて会長が招へいする。

(部会等)

第10条 本会は、第3条に規定する事業の推進のために必要な部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は会長が別に定める。

第3章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は第4条に規定する委員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回及び必要に応じて会長が召集する。

- 3 総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。

- 4 総会は、次の事項の審議を行う。

(1) 規約の改廃の承認に関すること。

(2) 事業計画の承認に関すること。

(3) 予算及び決算の承認に関すること。

(4) 役員選出の承認に関すること。

(5) その他役員会において必要と認める事項。

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

- 6 総会の議長は、その総会に出席した委員の中から選出する。

(委員の表決権)

第13条 委員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 14 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 12 条第 3 項及び第 5 項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(役員会)

第 15 条 役員会は第 5 条に規定する役員をもって構成し、第 2 条に規定する目的及び第 3 条に規定する事業の企画運営・調査研究について協議する。

2 第 12 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定は、役員会の開催について準用する。

3 会長は、必要に応じて役員以外の委員等の出席を求めることができる。

第 4 章 会計

(会計年度)

第 16 条 本会の経費は、補助金、参加費その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。